高砂熱学工業
Takasago Thermal Engineering
証券コード 1969

第141回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 **2021年6月22日(火曜日)午前10時**
(受付開始 午前9時)

場 所 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社 会議室
(裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役等に対する株式報酬制度の一部改定の件

<新型コロナウイルス感染拡大防止について>
新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、株主総会へのご来場をお控えいただき、事前にインターネットまたは郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。
当社株主総会における新型コロナウイルス感染拡大の対応につきましては、状況に応じて下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
https://www.tte-net.com

<お土産について>
株主総会にご出席の株主様へのお礼の品 (お土産) の配付はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

招集ご通知 ▶P2
株主総会参考書類 ▶P5
事業報告 ▶P24
連結計算書類 ▶P45
計算書類 ▶P47
監査報告書 ▶P49



株主の皆様へ

第141回定時株主総会を6月22日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第141期の事業の概要につき、ご説明申しあげますので、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

2021年5月

代表取締役社長COO 社長執行役員　**小島和人**

目次

招集ご通知		2
株主総会参考書類		5
第1号議案	剰余金の処分の件	5
第2号議案	取締役10名選任の件	6
第3号議案	監査役2名選任の件	18
第4号議案	取締役等に対する株式報酬制度の一部改定の件	20
（添付書類）		
事業報告		24
連結計算書類		45
計算書類		47
監査報告書		49

社 是

人の和と創意で社会に貢献

経営理念

1

最高の品質創りを重点に社業の発展を図り社会に奉仕する

2

全員の創意を発揮し顧客のニーズに対応した
特色ある技術を開発する

3

人材育成と人間尊重を基本として人の和と品性を高揚する

株主各位

証券コード 1969
2021年5月31日

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社
代表取締役社長COO 社長執行役員 小島 和人

第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第141回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　**2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始　午前9時）**

2. 場　　所　東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社　会議室
（裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項　第141期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役10名選任の件
第3号議案　監査役2名選任の件
第4号議案　取締役等に対する株式報酬制度の一部改定の件

以上

お知らせ

本株主総会招集ご通知および添付書類ならびにその英語訳（一部）は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tte-net.com）でもご覧いただけます。

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および「連結株主資本等変動計算書」、計算書類の「個別注記表」および「株主資本等変動計算書」ならびに事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況」および「株式会社の支配に関する基本方針」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、本株主総会招集ご通知には当該事項は記載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告の作成に際して、会計監査人および監査役が監査を行った連結計算書類ならびに計算書類および事業報告の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席いただける方

株主総会開催日時 2021年 **6月22日**（火曜日） 午前10時（受付開始　午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

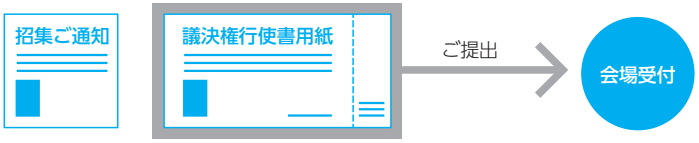

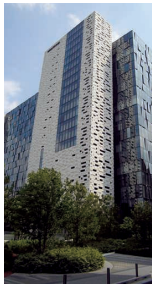

[株主総会会場]
新宿イーストサイドスクエア（外観）

株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限 2021年 **6月21日**（月曜日） 午後5時30分

郵送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/
にて各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は　ページをご覧ください。

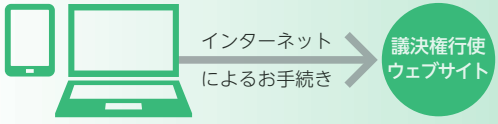

- ご郵送の場合は、期限までに到着するようご返送ください。
- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネットにおいても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- インターネットによって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、
当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）

ログインID・仮パスワードを入力する方法

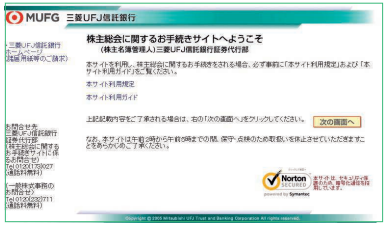

議決権行使ウェブサイトURL

https://evote.tr.mufg.jp/

1 「次の画面へ」をクリック

ログインする

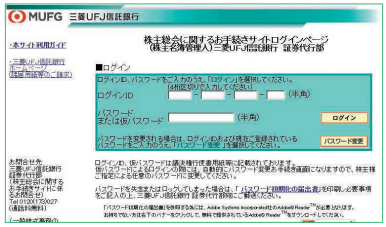

2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

パスワードを変更する

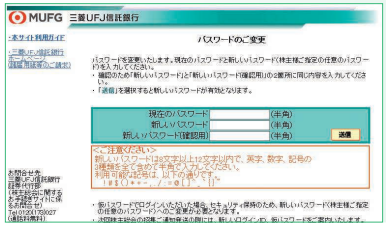

4 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。

5 「送信」をクリック

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QR コード」でのログインができない場合があります。

QRコードを用いたログインは１回に限り可能です。
議決権を再行使される場合は、QRコードの右側に記載のログインIDおよび仮パスワードの入力が必要です。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

【ご注意事項】

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
・株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
・インターネット接続にファイヤーウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
（午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、収益性と資本効率性を高めつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。

本基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、１株につき、中間配当２８円と合わせまして、年間配当は５６円となります。

期末配当に関する事項

1　配当財産の種類
金 銭

2　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金28円
総額 1,966,447,812円

3　剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月23日

（ご参考）**1株当たり年間配当金**（単位：円）

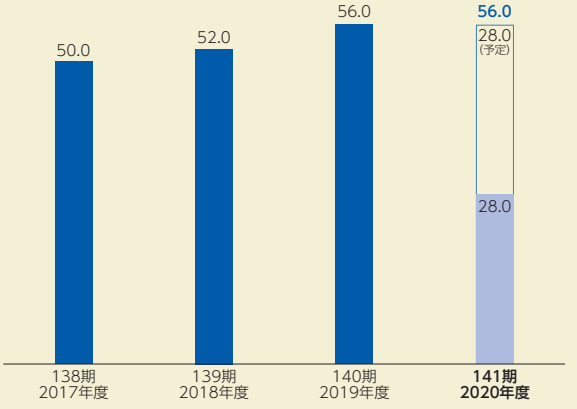

第2号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営体制の効率化のため、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。
その候補者は次のとおりであります。
なお、候補者の指名にあたりましては、各専門分野における豊富な経験と識見等を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すること、また現時点において最適な取締役会の構成および規模となること等を総合的に勘案し、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会（以下「指名報酬委員会」といいます。）の審議を経て、取締役会において決定しております。

候補番号		氏 名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	大内（おおうち）　厚（あつし）	代表取締役会長CEO	13/13回（100%）
2	再任	小島（こじま）　和人（かずひと）	代表取締役社長COO　社長執行役員	13/13回（100%）
3	再任	原（はら）　芳幸（よしゆき）	取締役CFO 専務執行役員	13/13回（100%）
4	再任	神谷（かみや）　忠史（ただし）	取締役 常務執行役員	13/13回（100%）
5	再任	横手（よこて）　敏一（としかず）	取締役CDXO 常務執行役員	13/13回（100%）
6	再任 社外 独立	松永（まつなが）　和夫（かずお）	社外取締役	13/13回（100%）
7	再任 社外 独立	藤村（ふじむら）　潔（きよし）	社外取締役	13/13回（100%）
8	再任 社外 独立	関（せき）　葉子（ようこ）	社外取締役	13/13回（100%）
9	新任 社外 独立	藤原（ふじわら）　万喜夫（まきお）	社外監査役	13/13回（100%）
10	新任 社外 独立	森本（もりもと）　英香（ひでか）	顧問	—（—）

（注）1. 上記取締役候補者の地位は本総会時のものであります。
2. 藤原万喜夫氏の取締役会出席状況は社外監査役としての出席状況であります。

1 大内（おおうち） 厚（あつし） 1949年7月29日生

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 13年
- 所有する当社株式 167,324株

（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 63,701株）

- 取締役会出席状況 13/13回（100.0%）

略歴、地位および担当

1975年４月 当社入社
2006年４月 当社執行役員
2008年４月 当社常務執行役員 大阪支店長
2008年６月 当社取締役 常務執行役員
2010年４月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2015年１月 当社代表取締役社長 社長執行役員
エンジニアリング事業本部担当
2015年４月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2016年４月 当社代表取締役会長 社長執行役員
2020年４月 当社代表取締役会長CEO
現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

大内厚氏は、2010年4月から取締役社長、2016年4月から取締役会長兼社長を歴任し、当社グループの経営に関する最高責任者としてリーダーシップを発揮し、経営を担っております。会長CEOとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

2 小島（こじま） 和人（かずひと）

1961年9月6日生

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 2年
- 所有する当社株式 27,164株

（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 14,542株）

- 取締役会出席状況 13/13回（100.0%）

略歴、地位および担当

1984年４月　当社入社
2015年４月　当社理事 東日本事業本部横浜支店長
2017年４月　当社執行役員
2018年４月　当社大阪支店長
2019年４月　当社経営戦略本部長
2019年６月　当社取締役 執行役員
2020年４月　当社代表取締役社長COO 社長執行役員
現在に至る
働き方改革担当 兼 経営企画本部管掌
2021年４月　当社経営企画本部管掌 兼 研究開発本部管掌
現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

小島和人氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、当社グループの中期経営計画・年度経営計画の策定、機構改革、ESG・SDGsを意識した経営企画業務を通じて執行責任を果たしてきました。社長COOとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

3 原（はら） 芳幸（よしゆき）

1957年8月12日生

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 6年
- 所有する当社株式 37,033株

（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 17,323株）

- 取締役会出席状況 13/13回（100.0%）

略歴、地位および担当

1981年４月　日本生命保険相互会社入社
2012年４月　当社入社
2013年４月　当社理事 経営企画本部副本部長
2014年４月　当社執行役員
2015年４月　当社執行役員 経営管理本部副本部長
2015年６月　当社取締役 執行役員
　　経営管理本部副本部長
2016年４月　当社取締役 常務執行役員
　　経営管理本部長
2017年４月　当社コーポレート本部長 兼 経営企画部長 兼 経営戦略担当 兼 コンプライアンス担当
2019年４月　当社経営戦略本部管掌 兼 コーポレート本部管掌 兼 国内関係会社担当
2019年７月　当社財務戦略担当
2020年４月　当社取締役CFO 専務執行役員
　　現在に至る
　　不動産事業開発部管掌
2021年４月　当社リスク統括室管掌 兼 不動産事業開発部管掌
　　現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

原芳幸氏は、金融機関での勤務を通じ、財務・金融等に関する高度な知見を有しております。また、当社グループのコーポレートガバナンスならびに経営基盤の強化に向けて、経理・財務、企画関連業務の執行責任を果たしてきました。CFOとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

4 神谷（かみや） 忠史（ただし）

1963年10月19日生

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 2年
- 所有する当社株式 14,061株

（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 7,961株）

- 取締役会出席状況 13/13回（100.0%）

略歴、地位および担当

1986年４月　当社入社
2016年４月　当社理事 エンジニアリング事業本部
　　エンジニアリング事業部長
2018年４月　当社執行役員
2019年４月　当社事業統括本部副本部長 兼 働き方改革担当
2019年６月　当社取締役 執行役員
2020年４月　当社取締役 常務執行役員
　　現在に至る
　　品質・環境・安全担当 兼 国内関係会社担当 兼 事業統括本部管掌
2021年４月　当社事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当 兼 技術担当 兼 関係会社担当 兼 営業本部管掌
　　現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

神谷忠史氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、空調設備事業の事業統括および生産性の向上を通じて執行責任を果たしてきました。コアビジネスの事業統括を含む品質・環境・安全担当として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

5 横手（よこて） 敏一（としかず）

1961年3月29日生

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 2年
- 所有する当社株式 22,847株

（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 7,961株）

- 取締役会出席状況 13/13回（100.0%）

略歴、地位および担当

1985年４月　当社入社
2017年４月　当社理事 広島支店長
2018年４月　当社執行役員
2019年４月　当社コーポレート本部長 兼 コンプライアンス担当
2019年６月　当社取締役 執行役員
2020年４月　当社取締役 常務執行役員
　　コンプライアンス担当 兼 コーポレート本部管掌 兼 業務刷新本部管掌
2020年12月　当社取締役CDXO　常務執行役員
　　現在に至る
2021年４月　当社コンプライアンス担当 兼 コーポレート本部管掌 兼 DX推進本部管掌
　　現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

横手敏一氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、人事・総務・経理財務・法務関連業務およびＤＸ推進の担当役員として経営基盤の強化を通じて執行責任を果たしてきました。経営管理全般を含むコンプライアンス担当として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

6 松永（まつなが） 和夫（かずお）

1952年2月28日生

再任　社外　独立



- 社外取締役在任期間（本総会終結時）　8年
- 所有する当社株式　0株
- 取締役会出席状況　13/13回（100.0%）

略歴、地位および担当

1974年４月　通商産業省（現 経済産業省）入省
2004年６月　原子力安全・保安院長
2005年９月　大臣官房総括審議官
2006年７月　大臣官房長
2008年７月　経済産業政策局長
2010年７月　経済産業事務次官
2011年８月　経済産業省顧問
2013年６月　当社社外取締役
　　現在に至る

重要な兼職の状況

ソニーグループ株式会社社外取締役
橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役
三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松永和夫氏は、行政分野や経済分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）2.のとおりであります。

7 藤村（ふじむら） 潔（きよし）

1949年11月3日生

再任　社外　独立



社外取締役在任期間（本総会終結時）	3年
所有する当社株式	0株
取締役会出席状況	13/13回（100.0%）

略歴、地位および担当

1972年４月　三菱商事株式会社入社
2002年２月　三菱商事フィナンシャルサービス株式会社取締役社長
2003年６月　三菱商事株式会社監査役（常勤）
2007年６月　同社執行役員、コーポレート担当役員（CIO）
2008年４月　同社常務執行役員、コーポレート担当役員（CIO）
2009年４月　同社取締役常務執行役員、コーポレート担当役員（CIO）
2010年４月　同社取締役常務執行役員監査、内部統制担当役員
2012年６月　同社退任
2018年６月　当社社外取締役
　　現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤村潔氏は、総合商社の取締役およびCIOとして豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することを期待したためであります。

また、同氏は、三菱商事株式会社の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.00%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）2.のとおりであります。

8 関（せき） 葉子（ようこ）

1970年8月30日生

再任　社外　独立



- 社外取締役在任期間（本総会終結時）　2年
- 所有する当社株式　0株
- 取締役会出席状況　13/13回（100.0%）

略歴、地位および担当

2002年10月　弁護士登録
2006年12月　銀座プライム法律事務所 入所（現任）
2014年 4 月　国士館大学 教授（現任）
2019年 6 月　当社社外取締役
　　現在に至る

重要な兼職の状況

大樹生命保険株式会社社外監査役
イオンリート投資法人監督役員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

関葉子氏は、弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待したためであります。

また、同氏は、社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）2.のとおりであります。

9 藤原（ふじわら） 万喜夫（まきお）

1950年8月14日生

新任　社外　独立



- 社外監査役在任期間（本総会終結時）　7年
- 所有する当社株式　4,094株
- 取締役会出席状況　13/13回（100%）※

※社外監査役としての出席状況

略歴、地位および担当

1974年 4 月　東京電力株式会社（現　東京電力ホールディングス株式会社）入社
2007年 6 月　同社常務取締役 新事業推進本部長
2009年 6 月　同社常務取締役 販売営業本部副本部長
2010年 6 月　同社取締役副社長 販売営業本部長
2011年 6 月　同社取締役副社長 お客さま本部長
2011年 6 月　同社常任監査役・監査役会会長
2014年 6 月　当社監査役
　　現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤原万喜夫氏は、東京電力株式会社（現　東京電力ホールディングス株式会社）における取締役および監査役としての豊富な経験と識見を有しており、また、2014年6月から当社社外監査役として、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。それらの経験および識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけると期待したためであります。

また、同氏は、東京電力株式会社（現　東京電力ホールディングス株式会社）の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.10%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）2.のとおりです。

同氏は、現在当社の社外監査役でありますが、本総会終結の時をもって辞任される予定です。

10 森本（もりもと） 英香（ひでか）

1957年1月4日生

新任　社外　独立



所有する当社株式　0株

略歴、地位および担当

1981年４月　環境庁（現 環境省）入庁
2011年８月　内閣審議官、内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室長
2012年９月　原子力規制庁次長
2014年７月　環境省大臣官房長
2017年７月　環境事務次官
2019年７月　環境省顧問
2020年４月　早稲田大学法学部教授（現任）
当社顧問
現在に至る

重要な兼職の状況

早稲田大学法学部教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

森本英香氏は、行政分野や環境分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、2020年4月から本総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりますが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（注）2.のとおりであります。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社の社外役員に関する独立性基準は次のとおりであります。
(1)当社を主要な取引先[注]とする者またはその業務執行者でないこと
[注]当社を主要な取引先とする者とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、取引先の売上高の2%以上を占めている企業をいう。

⑵当社の主要な取引先[注]またはその業務執行者でないこと
[注]当社の主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、当社の売上高の2%以上を占めている企業をいう。
⑶当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産[注]を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと
[注]多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、原則として、1事業年度について1,000万円以上のものをいう。
⑷最近において次の①から④までのいずれかに該当していた者でないこと
①⑴⑵または⑶に掲げる者
②当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
③当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
④当社の兄弟会社の業務執行者
⑸次の①から⑧までのいずれかに該当する者（重要[注]でない者を除く。）の近親者[注]でないこと
①⑴から前⑷に掲げる者
②当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
③当社の子会社の業務執行者
④当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
⑤当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
⑥当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
⑦当社の兄弟会社の業務執行者
⑧最近において前③、④または上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
[注]「重要な」者とは、⑴または⑵の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、⑶の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）とする。また、近親者とは、二親等内の親族をいう。

3. 当社は松永和夫氏、藤村潔氏および関葉子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。各氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、当社は藤原万喜夫氏との間で、社外監査役として、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しておりますが、藤原万喜夫氏および森本英香氏が新たに取締役に選任され就任した場合には、取締役として同様の契約を締結する予定であります。
4. 松永和夫氏、藤村潔氏、関葉子氏および藤原万喜夫氏の選任議案が承認された場合、松永和夫氏、藤村潔氏、関葉子氏および藤原万喜夫氏は引き続き、また、森本英香氏は新たに、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。
5. 藤村潔氏がTDK㈱の社外監査役在任期間中であった2016年7月、同社は、HDD用サスペンション事業に関し、公正取引委員会から独占禁止法に基づく立入検査を受け、2018年2月に独占禁止法の規定に基づき排除措置命令および課徴金の納付を命じられました。同氏は、法令遵守の観点から指摘、意見を述べるとともに、再発防止についての提言等を行っております。
6. 各候補者が所有する当社の株式数は、役員持株会名義の実質所有株式数および内数として表示している株式報酬制度に基づき退任時に交付される予定の株式数を含めて表示しております。
〔株式報酬制度に基づく交付予定株式のご説明〕
当社は、2018年度より、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下同じ。）等を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。候補者に対する本制度に基づく交付予定株式の数には、2021年6月1日に付与する予定のポイントに相当する当社株式の数に加えて、本制度において、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本制度の開始に伴い権利放棄された株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の目的となる株式数に応じて2018年10月１日に付与されたポイントに相当する当社株式の数も含めて記載しております。取締役に対する実際の株式交付は、退任時に行われる予定です。なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、当該各候補者に将来交付されるまでの間、行使されることはありません。また、当該交付予定株式の30%に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却された上で、その売却代金が給付される予定であります。
7. 当社は、取締役（社外含む）全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しています。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2021年10月に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案　監査役2名選任の件

監査役 近藤邦弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役 藤原万喜夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。その候補者は次のとおりであり、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、候補者の指名にあたりましては、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、経営の監督チェック機能を期待できること等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しています。

1 近藤（こんどう）　邦弘（くにひろ）

1957年1月28日生

再任



監査役在任期間（本総会終結時）	4年
所有する当社株式	23,283株
取締役会出席状況	13/13回（100%）
監査役会出席状況	13/13回（100%）

略歴および地位

1980年４月　株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
2004年４月　株式会社みずほ銀行九段支店長
2007年４月　同行執行役員大阪支店長
2010年４月　株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント監査役
2011年４月　当社入社
　　当社執行役員東日本事業本部東京本店副本店長
2012年４月　当社執行役員東日本事業本部営業推進担当
2014年４月　当社執行役員営業本部副本部長
2017年４月　当社顧問
　　６月　当社常勤監査役
　　現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

監査役候補者とした理由

近藤邦弘氏は、金融機関勤務における財務および会計等に関する豊富な経験と識見を有しております。また、当社入社以来、当社東京本店副本店長、営業本部副本部長等を務めており、引き続き、経営の監督とチェック機能を期待できるものと判断いたしました。

2 河原（かわはら） 茂晴（しげはる）

1949年11月19日生

新任 社外 独立



所有する当社株式　0株

略歴および地位

1973年４月　ソニー株式会社入社（現 ソニーグループ株式会社）
1983年１月　Sony Corporation of America 転籍
1996年４月　KPMG ピートマーウイック株式会社入社
1996年10月　同社パートナー
2003年２月　KPMG あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）代表社員
2012年７月　公認会計士河原茂晴事務所代表（現任）
2016年６月　日立キャピタル株式会社（現 三菱HCキャピタル株式会社）独立社外取締役・報酬委員・監査委員
2016年９月　一橋大学CFO 教育研究センター 特別補佐　現在に至る

重要な兼職の状況

公認会計士河原茂晴事務所代表

社外監査役候補者とした理由

河原茂晴氏は、公認会計士として豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと期待しております。また、同氏は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に在籍していたことはあるものの、現在は、有限責任 あずさ監査法人とは一切関係を有していないこと、退任後８年が経過していることから社外監査役としての独立性を有していると判断しております。

（注）
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社の株式数には、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。
3. 河原茂晴氏の選任議案が承認された場合、当社は河原茂晴氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 河原茂晴氏の選任議案が承認された場合、河原茂晴氏は新たに、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。
5. 当社は、監査役（社外含む）全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しています。本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2021年10月に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案　取締役等に対する株式報酬制度の一部改定の件

1．提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2018年６月26日開催の第138回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。以下本議案において同じ。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。取締役、執行役員および理事を併せて、以下「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつき、株主の皆様にご承認をいただき、今日に至っております。

今般、当社は、中長期的な経営戦略と取締役等の報酬の連動性を一層高めることを目的に、本制度を業績連動型の株式報酬制度に見直すとともに、本制度の継続に伴う所要の変更を行うため、本議案を本株主総会にお諮りするものであります。

なお、本制度においては、当社の取締役等に対する役員報酬および当社の一部の連結子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）に対する役員報酬を一体的に管理することとしております。

本制度は、当社の経営戦略と対象取締役等の報酬の連動性を一層高め、中長期的な業績向上と企業価値増大に対する対象取締役等の貢献意識をこれまで以上に高めることを目的としており、本議案に基づく株式報酬制度は当該目的達成のために必要かつ相当な内容であることから、本制度の改定は相当であると考えております。

当社は、2021年５月開催の取締役会において、当社における取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しており、その概要は事業報告41頁に記載のとおりですが、当該方針は本議案が可決された場合における方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。

また、下記のとおり、対象取締役等に付与される１事業年度あたりのポイントの上限は、177,100ポイント（177,100株相当）であり、当社発行済株式総数（2021年３月31日現在、自己株式控除後。）に対する割合は約0.3％であります。

なお、第２号議案「取締役10名選任の件」が原案通り承認可決されますと本制度の対象となる当社の取締役は５名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は23名の予定。）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

2．本制度における報酬等の額および内容等

（1） 本制度の概要

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取

得され、対象取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は(２)以降のとおり。）

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。） ・当社の委任契約を締結している執行役員および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。） ・当社の一部の連結子会社３社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）

②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象会社が拠出する金員の上限（下記(２)のとおり。）	・３事業年度を対象として、合計859百万円 （うち当社分769百万円）
当社株式の取得方法（下記（２）のとおり。）および対象取締役等が取得する当社株式等の数の上限（下記(３)のとおり。）	・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じません ・対象取締役等に付与される１事業年度あたりのポイントの上限は、177,100ポイント（うち当社の取締役等に付与されるポイントの上限は158,200ポイント） ・対象取締役等に付与される１事業年度あたりのポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2021年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.3%

③業績評価指標の内容（下記(３)のとおり。）	・各事業年度における財務指標（連結売上高、連結経常利益、連結ROE等）や非財務指標（CO_2排出量等）の目標達成度等に応じて、０～150％の範囲内で変動

④対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(４)のとおり。）	・原則として対象取締役等の退任時

（２） 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する３事業年度（下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに769百万円を上限とする金員を、当社の取締役等への報酬として拠出し、対象子会社が各対象子会社の取締役への報酬として拠出する金員と併せて（各対象会社が拠出する金員の総額は859百万円を上限とする。）、受益者要件（対象期間中に対象取締役等であること、対象取締役等を退任していること、在任中に国外居住者となる場合、非違行為等がないこと等）を充足する対象取締役等を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本（２）４段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を３年間延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に、769百万円の範囲内で追加拠出した金員と併せて追加信託を行い、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、859百万円の範囲内とします。

（3） 対象取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

対象取締役等に対して交付等がなされる当社株式等の数は、対象取締役等に毎年付与されるポイント数に応じて算定されます。

対象取締役等には、信託期間中の毎年６月に、役位に応じてあらかじめ定められた基準ポイントに、同年３月末日で終了する事業年度における業績指標の目標値に対する達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。業績連動係数は、各事業年度における財務指標（連結売上高、連結経常利益、連結ROE等）や非財務指標（CO_2排出量等）の目標達成度等に応じて、０～150%の範囲内で変動します。

対象取締役等の退任時（退任には、海外赴任により対象取締役等でなくなる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

１ポイントは当社株式１株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

当社の取締役等に付与される１事業年度あたりのポイントの総数は158,200ポイントを上限とします（対象取締役等に付与される１事業年度あたりのポイントの総数は177,100ポイントを上限とする。）。

（4） 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、当該対象取締役等の退任時に、上記（3）に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。なお、対象取締役等が、当該対象取締役等としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役等を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役等の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役等に就任する場合を含む。）は、全ての

対象会社の対象取締役等を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。このとき、当該対象取締役等は、当該ポイントの70％（単元未満株式は切り捨て）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、対象取締役等が在任中に死亡した場合、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

なお、受益者要件を充足する場合であっても、対象取締役等による職務の重大な違反、または法令もしくは社内規程の重大な違反があった場合等の非違行為等が取締役会で確認された場合等には、全部もしくは一部の当社株式等の交付等を行わず、または交付等を行った当社株式等もしくはその相当額の全部もしくは一部の返還を求めることができるものとします。

（5）当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

（6）その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、一部に持ち直しの動きが見られています。

建設業界および当社関連の空調業界におきましては、大都市圏の再開発事業および一部製造業における投資が活発化する一方、感染拡大の長期化に伴う企業収益減少や世界経済の先行き不透明感から、企業の設備投資の見直しが懸念されるとともに、感染拡大防止を前提とした新たな働き方への移行が必要となるなど、事業運営には慎重な取り組み姿勢と生産性向上が求められる状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、当社は、グループを挙げた長期経営構想“GReeN PR!DE 100”の実現に向け、2020年11月に最終ステップとして、新中期経営計画“iNnovate on 2023 go beyond!”を策定いたしました。

本中期経営計画では、「経営基盤の強靭化」に向け、「総合設備業への確実な進化」「第２・第３の柱となる事業を構築」「エンゲージメントの更なる向上」の基本方針のもと、各種成長戦略の実行を進めております。

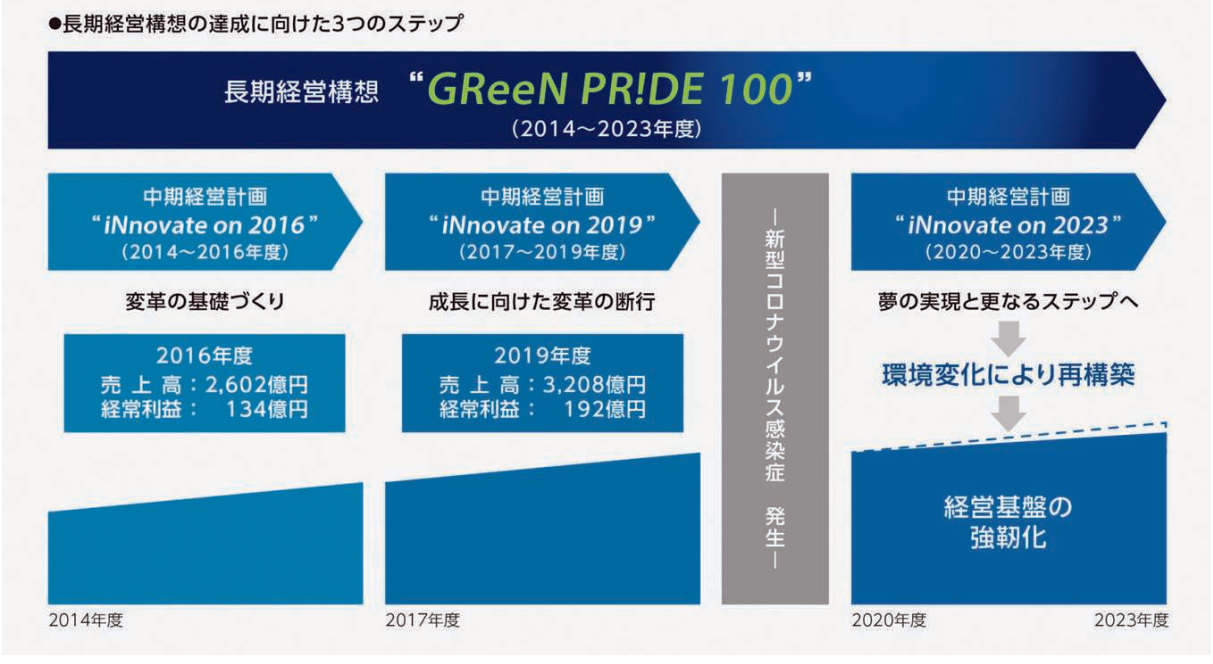

当連結会計年度における業績は、次の通りとなりました。
なお、本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結業績ハイライト

■ 受注高
2,875億01百万円　前年度比 △3.5%

■ 売上高
2,751億81百万円　前年度比 △14.2%

■ 繰越高
2,335億81百万円　前年度末比 5.6%増

■ 営業利益
123億00百万円　前年度比 △31.3%

■ 経常利益
139億02百万円　前年度比 △27.9%

■ 親会社株主に帰属する当期純利益
101億16百万円　前年度比 △23.5%

(1) 事業種類別の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

事業の種類	前連結会計年度末繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	当連結会計年度末繰越高
設備工事事業	219,793	**281,619**	**269,252**	**232,160**
設備機器の製造･販売事業	1,468	**5,749**	**5,796**	**1,421**
その他	—	**132**	**132**	—
合計	221,261	**287,501**	**275,181**	**233,581**
(うち国際（海外))	(28,073)	**(35,691)**	**(34,311)**	**(29,453)**
(うち保守・メンテナンス)	(1,766)	**(23,877)**	**(24,194)**	**(1,449)**

(注) 1. 記載金額は、事業の種類間の内部取引を消去しております。
2. 国際事業の売上高は、前連結会計年度を28.1%下回る343億11百万円となりました。保守・メンテナンス事業の売上高は、前連結会計年度を3.4%下回る241億94百万円となりました。

⑵ 事業種類別の業績

各事業の状況は、次のとおりとなりました。

なお、記載金額は、事業の種類間の内部売上高等を含めております。

（設備工事事業）

売上高は前連結会計年度を14.3％下回る2,692億61百万円となり、営業利益は前連結会計年度を30.4％下回る121億21百万円となりました。

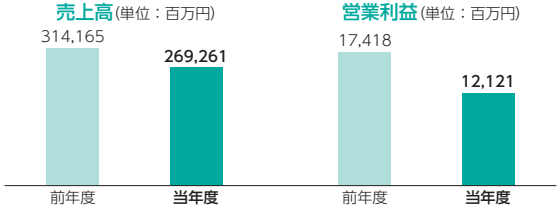

（設備機器の製造・販売事業）

売上高は前連結会計年度を12.3％下回る65億49百万円となり、営業利益は前連結会計年度を74.0％下回る1億8百万円となりました。

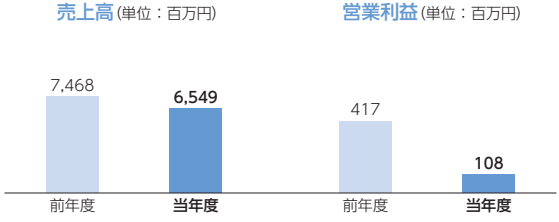

（その他）

売上高は前連結会計年度を10.2％下回る1億53百万円となり、営業利益は前連結会計年度を20.9％下回る58百万円となりました。

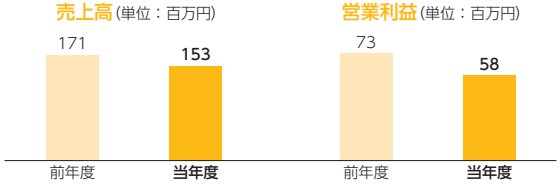

2. 資金調達の状況

当連結会計年度中において、設備工事事業における工事代金の支払い等の運転資金に充当するため、2020年12月に当社は無担保社債100億円を発行いたしました。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額(使用権資産を含まない)は44億22百万円であり、その主なものは当社(事業の種類「設備工事事業」)における基幹システム刷新のための投資であります。

4. 重要な組織再編等

該当事項はありません。

5. 財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区　分	第138期 2017年度	第139期 2018年度	第140期 2019年度	第141期 2020年度 (当連結会計年度)
受注高	288,646	333,887	297,883	**287,501**
売上高	289,933	319,834	320,893	**275,181**
営業利益	16,362	17,219	17,900	**12,300**
経常利益	17,461	18,359	19,286	**13,902**
親会社株主に帰属する当期純利益	11,804	12,609	13,231	**10,116**
1株当たり当期純利益 (円)	160.41	173.29	186.49	**145.56**
総資産	264,062	279,743	265,649	**271,146**
純資産	124,484	126,208	125,861	**135,849**

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を2018年度の期首より適用しており、2017年度に係る企業集団の財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

2. 当社においては、請負工事に係る収益の計上基準について、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号）を適用しております。

3. 「役員報酬ＢＩＰ信託」および「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」を設定しており、当該信託が保有する当社株式を連結貸借対照表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する株式を、１株当たり当期純利益の算定上、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。

受注高 (単位：百万円)

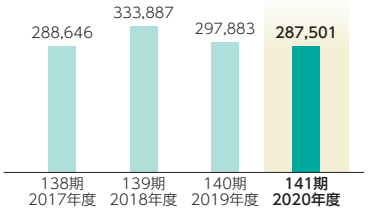

売上高 (単位：百万円)

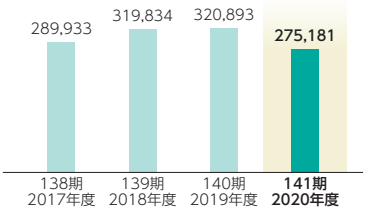

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

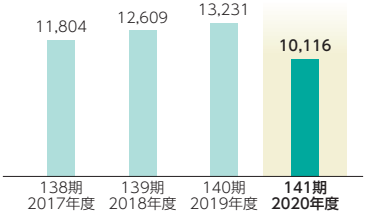

1株当たり当期純利益 (単位：円)

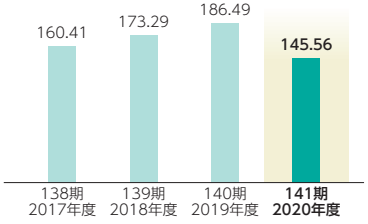

総資産 (単位：百万円)

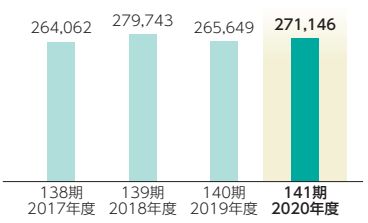

純資産 (単位：百万円)

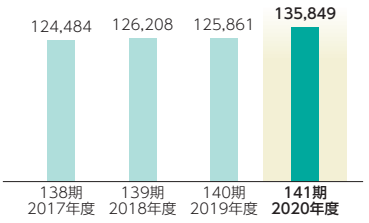

⑵ 当社の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区　分	第138期 2017年度	第139期 2018年度	第140期 2019年度	第141期 2020年度（当事業年度）
受注高	216,133	254,042	222,526	**222,444**
売上高	217,474	245,126	242,951	**211,731**
営業利益	13,570	14,225	14,878	**10,870**
経常利益	15,023	15,850	17,169	**13,008**
当期純利益	10,306	11,366	12,278	**9,964**
1株当たり当期純利益（円）	139.53	155.64	172.42	**142.82**
総資産	227,959	240,694	228,283	**234,466**
純資産	108,806	109,375	110,140	**119,068**

（注）1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を2018年度の期首より適用しており、2017年度に係る当社の財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

2. 請負工事に係る収益の計上基準については、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号）を適用しております。

3. 「役員報酬ＢＩＰ信託」および「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」を設定しており、当該信託が保有する当社株式を貸借対照表において 自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する株式を、１株当たり当期純利益の算定上、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。

受注高（単位：百万円）

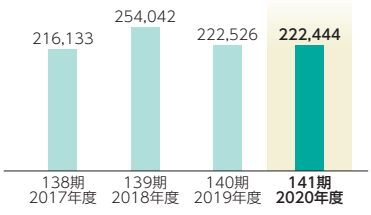

売上高（単位：百万円）

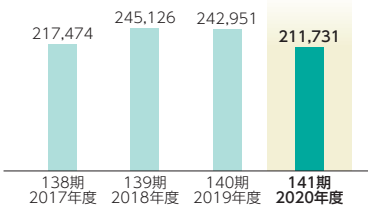

当期純利益（単位：百万円）

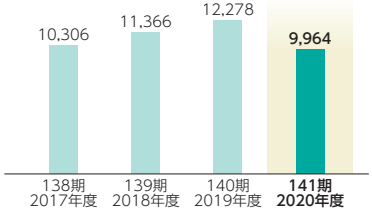

1株当たり当期純利益（単位：円）

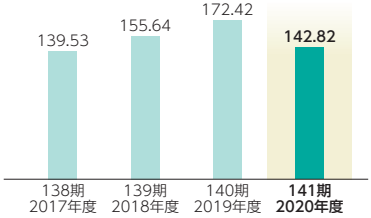

総資産（単位：百万円）

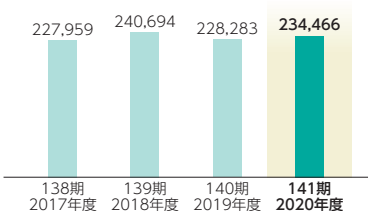

純資産（単位：百万円）

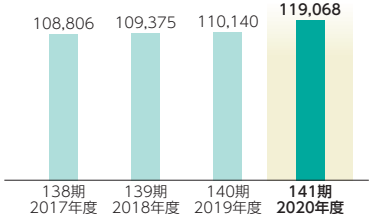

6. 対処すべき課題

世界経済は依然として、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、深刻な打撃を受けており、国内では今後も予断を許さない状況が続くものと認識しております。こうした環境下において、当社グループにおきましても、様々なリスクに対処しながら、総合設備業への確実な進化に取り組むとともに、国際事業や環境ソリューション事業など中長期的な視点からの経営資源投入が重要課題となっております。

当社では1923年の創業以来、「人の和と創意で社会に貢献」を社是に、空調設備を中心とする技術力やノウハウ、実績を蓄積し、空間創りのパイオニアとして、最高の品質提供と創意工夫による技術開発、そして、それを可能とする“人財”の育成に取り組んでまいりました。

2023年の創立100周年を目指し、2014年２月にグループを挙げた長期経営構想“GReeN PR!DE 100”を発表しましたが、この実現に向けた最終ステップとして、2020年11月に新中期経営計画“iNnovate on 2023 go beyond!”を策定いたしました。

本中期経営計画では、「経営基盤の強靭化」に向け、「総合設備業への確実な進化」「第２・第３の柱となる事業を構築」「エンゲージメントの更なる向上」を基本方針としており、各基本方針の下に「国内事業の強靭化」「国際事業の変革」「環境事業への挑戦」を成長戦略とし、取り組んでおります。

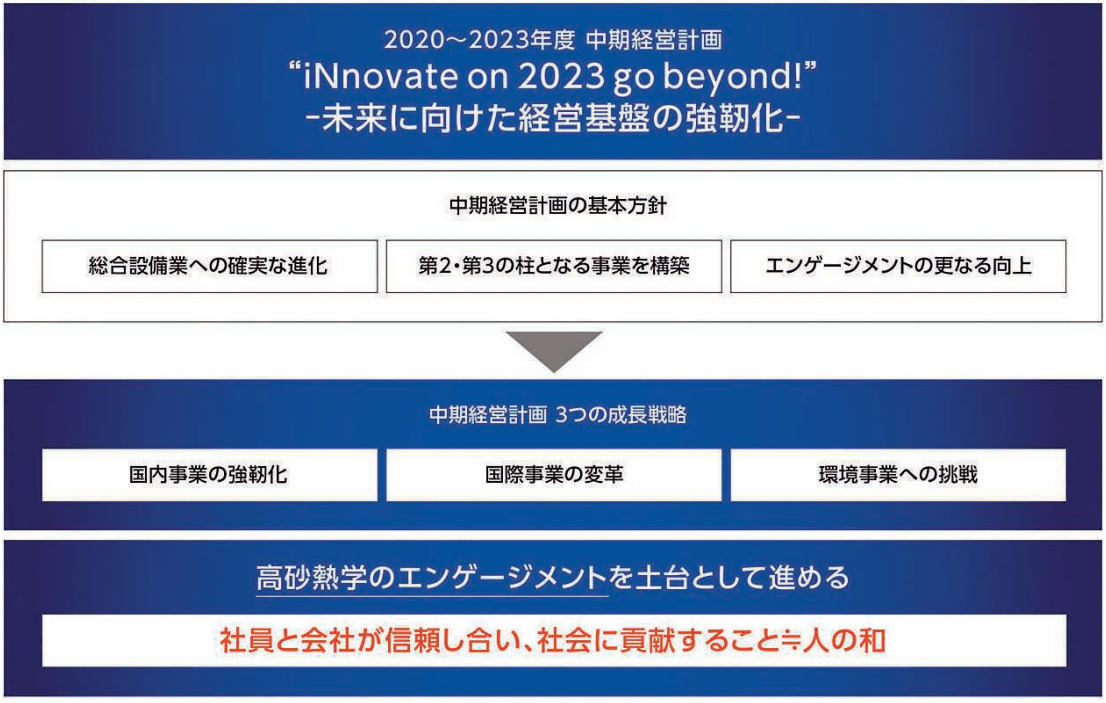

ＥＳＧの課題解決に向けた取り組み

中期経営計画では成長戦略の他に、「地球に貢献する環境クリエイター（※）への取り組み」と「社員エンゲージメント向上」をESGの主要課題と位置付け、脱炭素社会の実現へ貢献するとともに、会社を支える社員が価値観を共有し、互いに信頼し合える風土づくりを目指してまいります。

（※）環境クリエイター：『人が活動する環境のための空調技術』と『地球環境に貢献する環境技術（環境エンジニアリング）』を社会実装し、新たな環境を創造する企業

地球に貢献する環境クリエイターへ

E

●気候変動リスクに対する管理機能強化：TCFD賛同表明（2020年９月）
CO_2削減目標の計画と公表：SBT認定取得（2021年３月）

TCFD TASK FORCE ON CLIMATE-RELATED FINANCIAL DISCLOSURES　SCIENCE BASED TARGETS

●地球環境に貢献する環境技術開発の主な実績

メガストック（低温廃熱利用を目的としたハスクレイ蓄熱材及び高密度蓄熱システム開発）
⇒2020年１２月
ＮＥＤＯ省エネルギー技術開発賞受賞



揮発性有機化合物（ＶＯＣ）回収システム
⇒2021年5月
国立環境研究所・日刊工業新聞社 共催
第48回「環境賞」受賞



●高砂熱学イノベーションセンター
：CASBEE-ウェルネスオフィス最高評価Sランク取得（2020年10月）
（その他環境認証）
BELS：2020年３月取得・LEED Gold：2020年７月取得

●脱プラ・サーキュラーエコノミーへの取り組み
：現場掲示物にLIMEX素材を活用



社員エンゲージメント向上

S

●健康経営・働き方改革の推進
：柔軟で働きやすい人事制度の整備
●社員と会社の価値観を共有
：社是・経営理念に基づく行動指針の浸透
⇒2021年４月Takasago Way 策定。グループ役職員へ展開。
●人財が活きる働き方
：社員一人ひとりのパーソナルデータに基づく
人財活用戦略の構築



Takasago Way 表紙抜粋

ガバナンス強化

G

●社外取締役の比率引き上げ（予定：36.4% ⇒ 50.0%へ）
⇒2021年６月開催予定の株主総会における社外取締役選任議案の承認可決を以って実施。
●政策保有株式の圧縮（６銘柄売却）
●2021年４月～　ESG推進委員会発足
●非財務指標（CO_2排出量）の取締役等に対する評価への組込み検討
⇒2021年６月開催予定の株主総会における議案の承認可決を以って導入。

主要経営指標　２０２３年度ＫＧＩ（Key Goal Indicator）

当社グループは、２０２０年度を初年度とする４ヵ年の中期経営計画において、最終年度である２０２３年度（２０２４年３月期）には連結業績目標として売上高３，２５０億円、経常利益２００億円と設定しております。

ＥＳＧの観点からは、当社グループが率先して取り組むべき脱炭素社会の実現に向け、CO_2 排出量で、２０２３年度は２０１９年度比で１０%以上（スコープ１・２）の削減を目指してまいります。

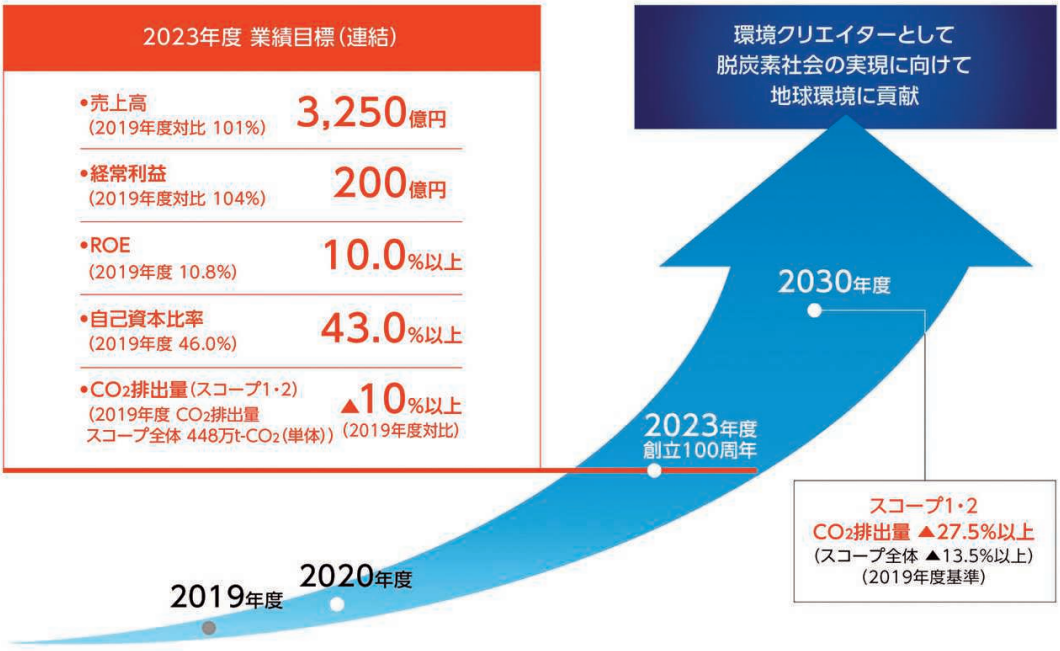

投資・財務戦略

本中計期間におきましては、事業環境の変化を見極めつつ、施工プロセスの変革や設計技術力の強化など生産性の向上、収益力の強化に向けたコア事業のＤＸ化および事業領域拡大に向けた成長投資を実施していく方針です。本中計期間４年間においてキャッシュベースで合計６００億円程度の成長投資を見込んでおります。

財務戦略につきましては、引き続き財務体質の健全性を維持するとともに、資本効率の適正化に注力するなど、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

なお、自己資本比率は、４３．０％以上を維持するとともに、中計最終年度の２０２３年度末のＲＯＥ１０．０％以上の確保を目標とします。

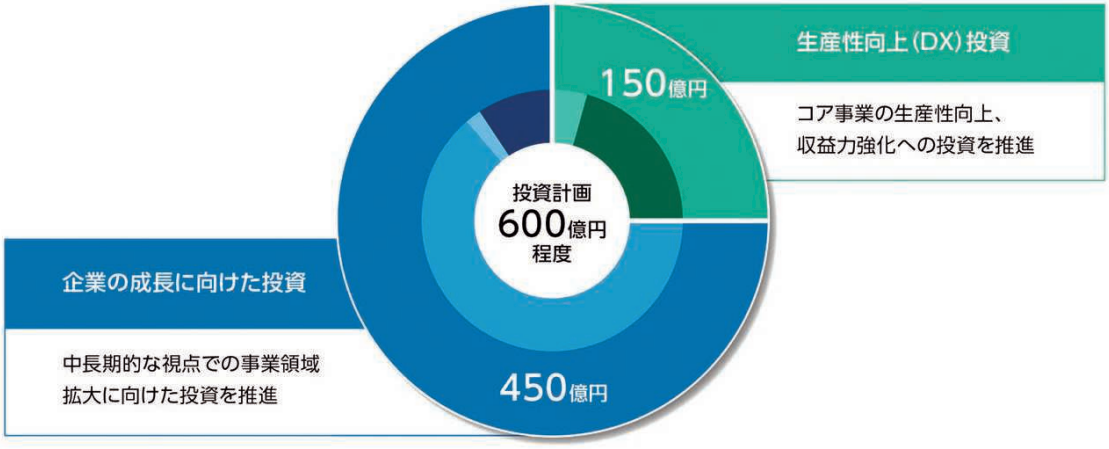

株主還元

株主還元は配当を基本とし、本中計期間中は減配は行わず、利益成長に応じて配当を増やしていく方針です。自己株式の取得は中長期的に株主価値を高める観点から、「健全性」と「資本効率」を踏まえつつ、市場環境や資本水準、事業投資機会等を総合的に勘案し、機動的に実施することとしています。

7. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

セグメント	主な事業
設備工事事業	空調設備の技術を核とした一般設備と産業設備の設計・施工、保守等
設備機器の製造・販売事業	空調機器等の設計・製造・販売
その他	保険代理店等

8. 主要な事業所（2021年3月31日現在）

会社名	主要な事業所	
当社	本社・東京本店・エンジニアリング事業部・国際事業部（東京都）	
	横浜支店（神奈川県）	大阪支店（大阪府）
	関信越支店（埼玉県）	名古屋支店（愛知県）
	東北支店（宮城県）	九州支店（福岡県）
	札幌支店（北海道）	中四国支店（広島県）

子会社については、34頁の「10. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

9. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

⑴ 企業集団の従業員の状況

事業の種類	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
設備工事事業	5,555	8名減
設備機器の製造・販売事業	291	1名減
その他	44	－
合　計	5,890	9名減

⑵ 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
2,116	52名増	42.0	16.1

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
TMES㈱	419百万円	100.0	設備の保守メンテナンス、設備総合管理
高砂建築工程（中国）有限公司	50,367千人民元	100.0	建築および建築設備工事の請負
タカサゴシンガポールPte. Ltd.	5,578千シンガポールドル	100.0	クリーンルーム・ユーティリティ・空調・電気・衛生・消火設備工事のコンストラクションマネジメント・設計・施工
高砂熱学工業（香港）有限公司	81,000千香港ドル	100.0	空調・衛生・電気設備工事の設計・施工
タカサゴベトナムCo., Ltd.	138,078百万ベトナムドン	100.0	空調・換気・給排水・衛生・電気設備工事の設計・施工ならびに機器・材料の仲介
タイタカサゴCo., Ltd.	20,000千タイバーツ	49.0	空調・衛生・電気設備工事・クリーンルームおよび建築工事の設計・施工
T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.	1,100千マレーシアリンギット	30.0	空調・衛生・電気設備工事および建築工事の設計・施工
タカサゴエンジニアリングメキシコ,S.A.de C.V.	125百万メキシコペソ	99.9	空調・衛生・電気設備工事および建築工事の設計・施工
インテグレーテッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt. Ltd.	51百万インドルピー	57.0	製薬会社や病院などのクリーンルーム向け関連機器・内装材の製造・販売・取付ならびに空調・衛生・電気設備工事の設計・施工
日本ピーマック㈱	390百万円	100.0	空調機器等の設計･製造・販売
㈱清田工業	50百万円	51.0	空調・衛生工事の調査・設計・監理・施工
日本開発興産㈱	50百万円	100.0	人材派遣、保険代理店等

（注）1. 連結子会社は、上記にTMES㈱ の完全子会社である㈱丸誠サービスおよびTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.ならびにタイタカサゴホールディングスCo.,Ltd.を加えた15社であります。
2. タイタカサゴCo., Ltd.、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.およびタイタカサゴホールディングスCo.,Ltd.は、当社の出資比率が100分の50以下となっておりますが、実質的に支配しているため子会社としております。
なお、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.については、当社は、その株主（出資比率100分の70）であるTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.の株主に対して貸付けを行っていること等から、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.を実質的に支配していると判断しております。
3. 2021年4月1日付で日本開発興産株式会社はヒューコス株式会社へ社名を変更しております。
4. 当社の出資比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

11. 主要な借入先および借入額（2021年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
㈱三菱UFJ銀行	1,572
㈱みずほ銀行	1,340
㈱三井住友銀行	1,179

（注）借入先には当該借入先の関係会社を含めております。

Ⅱ．株式に関する事項（2021年3月31日現在）

1．発行可能株式総数　200,000,000株

2．発行済株式の総数　70,230,279株
（自己株式　9,123株を除く）

3．株主数　7,019名
（前事業年度末比　1,170名増）

株式の所有者別分布状況（ご参考）

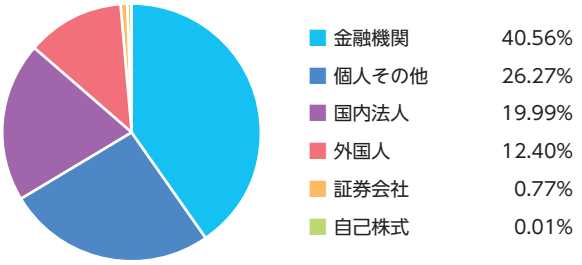

4．上位10名の株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	4,683	6.66
日本生命保険(相)	4,560	6.49
第一生命保険(株)	4,231	6.02
高砂熱学従業員持株会	3,406	4.85
高砂共栄会	2,742	3.90
(株)日本カストディ銀行（信託口）	2,610	3.71
(株)三菱ＵＦＪ銀行	1,439	2.04
ＳＴＡＴＥ　ＳＴＲＥＥＴ　ＢＡＮＫ　ＡＮＤ　ＴＲＵＳＴ　ＣＯＭＰＡＮＹ　５０５００１	1,265	1.80
(株)みずほ銀行	1,210	1.72
(株)京王閣	1,016	1.44

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、自己株式（9,123株）を控除して計算しております。
3．持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4．自己株式には、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式（413,858株）は含まれておりません。
5．自己株式には、「株式給付信託（J-ESOP）」が保有する当社株式（285,300株）は含まれておりません。

5. その他株式に関する重要な事項

(1)役員報酬ＢＩＰ信託

当社は、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。）、当社の一部の連結子会社3社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とした、株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、以下のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役	21,620株	1名
執行役員	51,014株	6名
連結子会社取締役	18,206株	6名

2021年3月31日現在において、役員報酬ＢＩＰ信託の所有する当社株式は、413,858株であります。

(2)自己株式の消却

①2020年6月12日の当社取締役会決議により自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類および数　普通株式　2,500,000株

消却した日　2020年6月30日

②2020年9月18日の当社取締役会決議により自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類および数　普通株式　7,026,366株

消却した日　2020年9月30日

(3)株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）

当社は、2021年2月12日開催の取締役会にて、管理職に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」の導入を決議し、同年2月26日に信託契約を締結いたしました。

①導入の背景

当社は、管理職の帰属意識の醸成や株価上昇に対する動機づけ等の観点から、インセンティブプランの一環として従業員向け報酬制度の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）の導入について検討してまいりましたが、今般、管理職を対象として当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する報酬制度である本制度を導入することといたしました。

②本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の管理職に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、管理職に対し株式給付規程に基づきポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。管理職に対し給付する株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、管理職の株価向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

③本信託の概要

ア.名称	：株式給付信託（J-ESOP）
イ.委託者	：当社
ウ.受託者	：みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
エ.受益者	：管理職のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
オ.信託管理人	：当社の従業員から選定
カ.信託の種類	：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
キ.本信託契約の締結日	：2021年2月26日
ク.金銭を信託する日	：2021年2月26日
ケ.信託の期間	：2021年2月26日から信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

④本信託における当社株式の取得内容

ア.取得する株式の種類	：当社普通株式
イ.株式の取得資金として信託する金額	：464,000,000円
ウ.取得株式数の上限	：339,000株
エ.株式の取得方法	：取引所市場より取得
オ.株式の取得期間	：2021年2月26日から2021年3月3日

なお、2021年3月31日現在において、株式給付信託（J-ESOP）の所有する当社株式は、285,300株であります。

(4)政策保有株式に関する方針

①上場株式の政策保有に関する方針

当社は持続的な企業価値向上に向けて、戦略上重要な協業および取引関係の維持発展が認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。

既に保有する政策保有株式については、以下の観点より、その保有の適否について毎年取締役会で検証を行います。

・円滑かつ良好な取引関係の維持や事業上のシナジー等、中長期的に当社の企業価値の向上につながるものであるかどうか
・当社の財務の健全性に悪影響を与えるものではないか
・関連取引利益、配当金等を含めた株式保有による収益が資本コストを上回るか

取締役会での当該検証の結果、保有の意義が認められない銘柄は、原則として縮減を検討いたします。

②政策保有株式に係る議決権行使基準

議決権行使については、議案毎に、発行企業の企業価値向上および株主としての当社の利益への貢献に資する内容であるか否か等を判断の上、適切に行使いたします。

③当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数、株式数および貸借対照表計上額の合計額

区分 ＼ 年度	第136期 2015年度	第137期 2016年度	第138期 2017年度	第139期 2018年度	第140期 2019年度	第141期 2020年度
銘柄数 (銘柄)	127	119	116	112	110	105
株式数 (千株)	30,083	26,028	22,734	21,592	19,547	17,357
貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	35,037	34,796	37,545	33,686	26,130	29,879

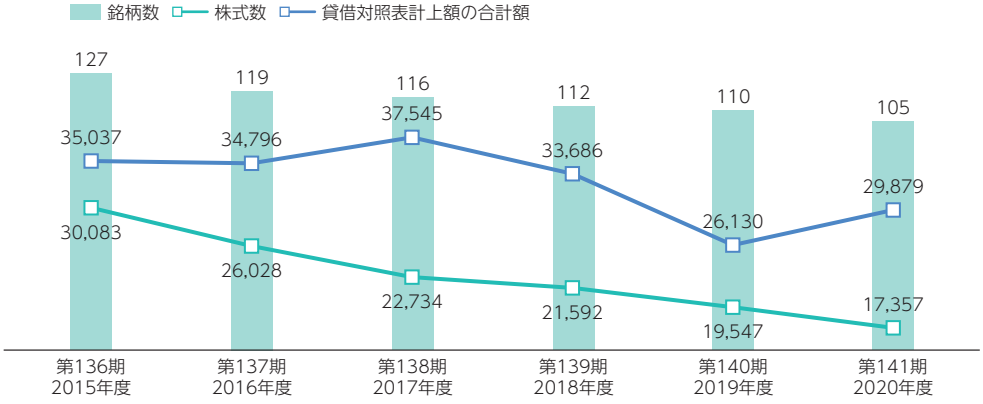

Ⅲ．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
大内　厚	代表取締役会長CEO	—
小島　和人	代表取締役社長COO 社長執行役員 働き方改革担当　兼 経営企画本部管掌	—
高原　長一	取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐　兼　海外関係会社担当　兼 営業本部管掌	—
原　芳幸	取締役CFO 専務執行役員 不動産事業開発部管掌	—
山分　弘史	取締役 常務執行役員　技術担当 兼 研究開発本部管掌　兼　環境事業開発部管掌	—
神谷　忠史	取締役 常務執行役員　品質・環境・安全担当　兼 国内関係会社担当　兼　事業統括本部管掌	—
横手　敏一	取締役CDXO 常務執行役員 コンプライアンス担当　兼 コーポレート本部管掌 兼　業務刷新本部管掌	—
松永　和夫 社外 独立	取締役	ソニー株式会社社外取締役 橋本総業ホールディングス株式会社 社外取締役 三菱ふそうトラック・バス株式会社 代表取締役会長
薮中 三十二 社外 独立	取締役	三菱電機株式会社社外取締役 株式会社小松製作所社外取締役
藤村　潔 社外 独立	取締役	—
関　葉子 社外 独立	取締役	大樹生命保険株式会社社外監査役 イオンリート投資法人監督役員
山本　幸利	常勤監査役	—
近藤　邦弘	常勤監査役	—
伊藤　鉄男 社外 独立	監査役	西村あさひ法律事務所オブカウンセル ユニゾホールディングス株式会社 社外監査役 旭化成株式会社社外監査役 石油資源開発株式会社社外取締役
瀬山　雅博 社外 独立	監査役	—
藤原 万喜夫 社外 独立	監査役	—

（注）1. 取締役の松永和夫氏、薮中三十二氏、藤村潔氏および関葉子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の松永和夫氏、薮中三十二氏、藤村潔氏および関葉子氏、監査役の伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および藤原万喜夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされております。
4. 取締役の松永和夫氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
5. 取締役の薮中三十二氏は、2012年4月から当社社外取締役に選任される2014年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
6. 取締役の藤村潔氏は三菱商事㈱の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.00％（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
7. 監査役の瀬山雅博氏は松下電器産業㈱（現 パナソニック㈱）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.09％（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
8. 監査役の藤原万喜夫氏は東京電力㈱（現 東京電力ホールディングス㈱）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および電力の使用等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.10％（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
9. 当事業年度中の地位の変動
2020年11月13日開催の取締役会の決議をもって、2020年12月1日付で、取締役の横手敏一氏の地位にCDXOが追加されました。
10. 監査役の近藤邦弘氏は、金融機関における長年の勤務経験を有しており、財務および会計に関する豊富な経験と知見を有しております。

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額			摘 要
			基本報酬（百万円）	業績連動報酬等（賞与）（百万円）	非金銭報酬等（株式報酬）（百万円）	
取締役（社外取締役を除く）	7	366	272	17	76	第130回定時株主総会（2010年6月29日）決議による取締役（当該株主総会終結時点12名）の報酬限度額550百万円（1事業年度）
社外取締役	4	48	48	-	-	
監査役（社外監査役を除く）	2	54	54	-	-	第138回定時株主総会（2018年6月26日）決議による監査役（当該株主総会終結時点5名）の報酬限度額120百万円（1事業年度）
社外監査役	3	47	47	-	-	
合 計	16	516	422	17	76	

（注）1. 上記の株式報酬の額は、役員報酬BIP信託制度のもとで当事業年度において株式給付引当金繰入額として計上した額であります。役員報酬BIP信託制度の具体的内容は、36頁に記載のとおりです。

2. 役員報酬BIP信託は、第130回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額550百万円とは別枠であります。役員報酬BIP信託の上限は、第138回定時株主総会（2018年6月26日）決議において、3事業年度ごとに550百万円を上限とする旨の承認を得ております。当該株主総会終結時の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

3. 当該事業年度に係る賞与の個人別支給額は、各取締役の業績や職務、貢献度等を総合的に勘案し決定しております。当該事業年度の業績指標については、単年度業績目標達成等への士気向上を目的として、前事業年度の業績（株主との業績共有の観点から親会社株式に帰属する当期純利益、収益性の観点から連結営業利益、およびグループの持続的成長の観点から連結売上高）および役員個人の定性評価（個人別目標達成度合、後継者育成、企業価値向上、ＳＤＧｓへの取組、取締役会活性化およびコンプライアンス）となっております。また、当該事業年度の業績評価については、当該事業年度開始時点において外部環境の見通しを立てることが難しく、目標値とする業績予想を見込むことが困難であったため、指名報酬委員会の審議を経た上で、以下の指標に係る対前事業年度増減率に応じ、役位別の基準額に対して0%～150%の範囲で変動する仕組みにて個人別支給額を算定することといたしました。なお、当該事業年度の指標に係る実績は以下のとおりです。

指標	実績（対前事業年度増減率）
親会社株主に帰属する当期純利益	▲23.5%
連結営業利益	▲31.3%
連結売上高	▲14.2%

3. 各会社役員の個人別の報酬等の額またはその算定方法に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等については、当社の事業を中長期的に成長させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上していくことを目的として、コーポレートガバナンスを巡る動向や外部専門機関による調査データ、他社の報酬水準等を考慮の上、健全なインセンティブ（動機付け）の一つとして機能する報酬制度とする方針を取締役会の決議により決定しております。また、監査役の個人別の報酬等については、株主総会の決議により決定した監査役報酬等の総額の最高限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議により決定しておりますが、その決定にあたっては、7名の委員より構成され、そのうち4名が独立社外取締役である指名報酬委員会が本事業年度においては計9回開催され、この中で、役員報酬に関する妥当性や制度設計等の審議を行い、原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で、取締役会も基本的にその答申を尊重しているため、本事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員の個人別の報酬の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりです。

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、役員報酬に関する独立性・客観性・透明性を高めるために、任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、および独立社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。

取締役の報酬構成は、基本報酬、短期（年次）インセンティブとしての賞与、および中長期インセンティブとしての信託型株式報酬制度とし、当該方針を考慮した構成割合を設定します。なお、役位が上がるにつれて基本報酬の割合を減らし、賞与および信託型株式報酬制度の割合は増やす方針としており、代表取締役社長の標準支給時ベースにおける基本報酬、賞与、信託型株式報酬制度の割合は、60％：20％：20％となります。なお、独立社外取締役については、基本報酬のみとし、賞与および信託型株式報酬制度は支給しないものとします。

基本報酬は、役位に応じて決定される固定報酬としており、毎月支給します。

賞与は、単年度業績目標達成等への士気向上を目的として、前事業年度の業績（株主との業績共有の観点から親会社株主に帰属する当期純利益、収益性の観点から連結売上高当期純利益率およびグループの持続的成長の観点から連結売上高）および役員個人の定性評価（個人別目標達成度合、後継者育成、企業価値向上、ＳＤＧｓへの取組、取締役会活性化およびコンプライアンス）に応じて、役位別の基準額に対して50%~150%の範囲で変動する仕組みとし、毎年一定の時期に支給します。　信託型株式報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的としており、役位に応じて毎年ポイントが付与され、退任時に累計ポイント相当の当社株式が交付されます。なお、本定時株主総会において、第4号議案（取締役等に対する株式報酬制度の一部改定の件）が承認可決されることを条件に、当社は当該株式報酬制度を業績連動型の制度に改定することを予定しております。具体的には、毎年６月に役位に応じてあらかじめ定められた基準ポイントに、同年３月末日で終了する事業年度における業績指標の目標値に対する達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。業績連動係数は、各事業年度における財務指標（連結売上高、連結経常利益、連結ROE等）や非財務指標（CO_2排出量等）の目標達成度等に応じて、０～150％の範囲内で変動する設計となります。

付与ポイント数＝役位別の株式報酬基準額÷当社株式の平均取得株価（※１）×財務指標の業績連動係数（※２）×非財務指標の業績連動係数（※３）

※１　信託による当社株式の平均取得単価。信託期間を延長した場合には、延長後に信託が取得した当社株式の平均取得単価となります。

※２　財務指標の業績連動係数＝連結売上高係数×30％＋連結経常利益係数×60％＋連結ROE係数×10％

※３　非財務指標はCO_2排出量を採用します。

執行役員の報酬につきましても、取締役と同様に、基本報酬、短期（年次）インセンティブとしての賞与、および中長期インセンティブとしての信託型株式報酬制度により構成され、指名報酬委員会における審議を経て、取締役会の決議により決定いたします。

なお、取締役（独立社外取締役を除く。）および執行役員は、役員持株会を通じて、任意拠出により、当社株式の取得に努めるものとします。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定し、毎月一定額を支給します。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与および株式関連報酬は支給しないものとします。

4. 社外役員に関する事項

⑴重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

39頁の「Ⅳ. 会社役員に関する事項　1. 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

⑵当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	松永　和夫	取締役会：　13回中13回	主に経済関連を中心とした行政分野における豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員の指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	薮中 三十二	取締役会：　13回中13回	主に国際・外交関連を中心とした行政分野における豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員の指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	藤村　潔	取締役会：　13回中13回	総合商社である三菱商事株式会社の取締役およびCIOにおける豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員の指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	関　葉子	取締役会：　13回中13回	主に弁護士としての豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的かつ専門的見地から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員の指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	伊藤　鉄男	取締役会：　13回中12回 監査役会：　13回中13回	主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	瀬山　雅博	取締役会：　13回中13回 監査役会：　13回中13回	松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）の海外関係会社社長および監査役における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	藤原 万喜夫	取締役会：　13回中13回 監査役会　13回中13回	東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）の取締役および監査役等における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。

⑶責任限定契約に関する事項

当社は、業務執行を行わない取締役およびすべての監査役について、必要に応じて、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結できる旨の規定を設けており、現在の社外取締役4名および社外監査役3名との間で責任限定契約を締結しております。

当該規定に基づき当社が各社外取締役および各社外監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月29日開催の第126回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人との責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現時点では会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

3．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	75百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93百万円

（注）1．当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2．上記報酬等について、監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容および報酬見積もりの算出根拠、従前の事業年度における当該会計監査人の職務執行状況、取締役その他社内関係部署の意見に鑑み、相当と判断し、同意しております。

4．非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行時のコンフォートレター作成業務および新基幹システムに関わる内部統制事前評価業務等を委託し対価を支払っております。

当社および当社の重要な連結子会社のうち、ＴＭＥＳ株式会社および日本ピーマック株式会社は、当社の会計監査人に対して財務調査に関する合意された手続業務等を委託し対価を支払っております。

5．重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、高砂建築工程（中国）有限公司、タカサゴシンガポールPte. Ltd.、高砂熱学工業（香港）有限公司、タカサゴベトナムCo., Ltd.、タイタカサゴCo., Ltd.、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd. 、タカサゴエンジニアリングメキシコ,S.A.de C.V.およびインテグレーテッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が存するときには、必要に応じて、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

	当連結会計年度
資産の部	
流動資産	**196,511**
現金預金	64,127
受取手形・完成工事未収入金等	111,697
電子記録債権	9,131
未成工事支出金等	4,433
その他	7,334
貸倒引当金	△212
固定資産	**74,634**
有形固定資産	**21,036**
建物・構築物	10,656
機械・運搬具	698
工具器具・備品	1,838
土地	7,428
建設仮勘定	64
使用権資産	349
無形固定資産	**6,698**
ソフトウェア	4,609
のれん	1,978
その他	110
投資その他の資産	**46,900**
投資有価証券	36,114
長期貸付金	2,536
退職給付に係る資産	3,550
繰延税金資産	1,013
差入保証金	3,063
保険積立金	1,756
その他	671
貸倒引当金	△1,805
資産合計	**271,146**

	当連結会計年度
負債の部	
流動負債	**105,408**
支払手形・工事未払金等	54,333
電子記録債務	18,625
短期借入金	4,933
未払金	2,435
未払法人税等	1,961
未成工事受入金	4,820
賞与引当金	3,921
役員賞与引当金	39
完成工事補償引当金	917
工事損失引当金	2,700
その他	10,719
固定負債	**29,888**
社債	25,000
長期未払金	46
退職給付に係る負債	1,062
株式給付引当金	486
役員退職慰労引当金	111
繰延税金負債	2,199
その他	982
負債合計	**135,297**
純資産の部	
株主資本	**122,285**
資本金	**13,134**
資本剰余金	**12,692**
利益剰余金	**97,901**
自己株式	**△1,443**
その他の包括利益累計額	**9,850**
その他有価証券評価差額金	**10,596**
為替換算調整勘定	**△1,091**
退職給付に係る調整累計額	**345**
非支配株主持分	**3,713**
純資産合計	**135,849**
負債純資産合計	**271,146**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上高	**275,181**
売上原価	**238,335**
売上総利益	**36,845**
販売費及び一般管理費	**24,545**
営業利益	**12,300**
営業外収益	**3,015**
受取利息及び配当金	891
持分法による投資利益	161
不動産賃貸料	802
補助金収入	481
その他	678
営業外費用	**1,412**
支払利息	270
貸倒引当金繰入額	322
不動産賃貸費用	345
為替差損	73
その他	400
経常利益	**13,902**
特別利益	**1,183**
固定資産売却益	620
投資有価証券売却益	557
その他	5
特別損失	**470**
固定資産除却損	14
固定資産売却損	25
投資有価証券評価損	424
その他	5
税金等調整前当期純利益	**14,616**
法人税、住民税及び事業税	4,230
法人税等調整額	297
当期純利益	**10,087**
非支配株主に帰属する当期純損失	28
親会社株主に帰属する当期純利益	**10,116**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

	当事業年度
資産の部	
流動資産	**157,213**
現金預金	48,761
受取手形	1,253
電子記録債権	8,372
完成工事未収入金	91,722
未成工事支出金等	2,479
未収入金	3,749
立替金	512
その他	467
貸倒引当金	△104
固定資産	**77,253**
有形固定資産	**17,991**
建物・構築物	9,680
機械・運搬具	150
工具器具・備品	1,343
土地	6,816
無形固定資産	**4,382**
ソフトウェア	4,287
その他	94
投資その他の資産	**54,880**
投資有価証券	29,879
関係会社株式	15,942
長期貸付金	3,287
破産更生債権等	36
長期前払費用	172
前払年金費用	3,070
差入保証金	2,424
保険積立金	1,571
その他	216
貸倒引当金	△1,721
資産合計	**234,466**

	当事業年度
負債の部	
流動負債	**87,434**
支払手形	3,671
電子記録債務	18,778
工事未払金	42,274
短期借入金	1,420
未払金	2,012
未払費用	210
未払法人税等	1,623
未成工事受入金	3,025
預り金	7,692
賞与引当金	3,299
役員賞与引当金	17
完成工事補償引当金	698
工事損失引当金	2,662
その他	47
固定負債	**27,963**
社債	25,000
長期未払金	27
株式給付引当金	421
繰延税金負債	2,029
その他	484
負債合計	**115,398**
純資産の部	
株主資本	**108,577**
資本金	**13,134**
資本剰余金	**12,853**
資本準備金	12,853
利益剰余金	**83,858**
利益準備金	3,283
その他利益剰余金	80,574
配当平均積立金	656
退職給与積立金	940
オープンイノベーション促進積立金	124
別途積立金	42,878
繰越利益剰余金	35,975
自己株式	**△1,270**
評価・換算差額等	**10,491**
その他有価証券評価差額金	10,491
純資産合計	**119,068**
負債純資産合計	**234,466**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当事業年度
完成工事高	**211,731**
完成工事原価	**184,470**
完成工事総利益	**27,261**
販売費及び一般管理費	**16,390**
営業利益	**10,870**
営業外収益	**3,239**
受取利息及び配当金	1,610
受取保険金・保険配当金	154
不動産賃貸料	802
補助金収入	481
その他	192
営業外費用	**1,102**
支払利息	99
貸倒引当金繰入額	322
不動産賃貸費用	345
その他	334
経常利益	**13,008**
特別利益	**836**
固定資産売却益	298
投資有価証券売却益	531
その他	5
特別損失	**97**
固定資産除却損	13
投資有価証券評価損	83
その他	0
税引前当期純利益	**13,747**
法人税、住民税及び事業税	3,398
法人税等調整額	385
当期純利益	**9,964**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社
　取締役会　御中

2021年5月11日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金塚　厚樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木村　純一　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂熱学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社は有形固定資産の減価償却方法を変更した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社
　取締役会　御中

2021年5月11日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金塚　厚樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木村　純一　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は有形固定資産の減価償却方法を変更した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容
   ⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
   ⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
      ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
      ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
      ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
      ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

   以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果
   ⑴ 事業報告等の監査結果
      ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
      ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
      ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。
      ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
   ⑵ 連結計算書類の監査結果
      会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
   ⑶ 計算書類及びその附属明細書の監査結果
      会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

高砂熱学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	山本　幸利	㊞
常勤監査役	近藤　邦弘	㊞
社外監査役	伊藤　鉄男	㊞
社外監査役	瀬山　雅博	㊞
社外監査役	藤原 万喜夫	㊞

以上

期末の株主通信廃止のお知らせ

この度、定時株主総会終了後に株主の皆様へご送付しておりました「株主通信」につきましては、「定時株主総会招集ご通知」と内容が一部重複しており、また主要な情報は当社ホームページにて開示させていただいていることから、期末の株主通信につきましては、発行を取り止めることといたしました。

なお、中間期の株主通信につきましても、地球環境等を配慮した省資源化の観点から、第141期（2020年９月期）より当社ウェブサイトに掲載することとし、紙面による発送は取り止めております。何卒ご理解いただけますよう、お願い申しあげます。

定時株主総会　会場ご案内図

日時 2021年6月22日(火曜日)午前10時
(受付開始　午前9時)

場所 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社　会議室





新宿イーストサイドスクエア
11階（EAST側）

都営大江戸線
東京メトロ副都心線
「東新宿」駅
A3 出口直結

高砂熱学工業
Takasago Thermal Engineering

〒160-0022　東京都新宿区新宿六丁目27番30号
電話 03(6369)8212(代表) https://www.tte-net.com

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK